

群馬県立県民健康科学大学学生健康相談室規程

(趣旨)

第1条 学生の健康管理や学生生活に関する支援を目的として、学生健康相談室を設置する。

(職務)

第2条 学生健康相談室は、次の職務を行う。

- (1) 学校保健計画の立案
- (2) 健康相談に関する実務
- (3) 学生相談に関する実務
- (4) 救急措置
- (5) 保健管理の充実向上のための調査研究・知識の普及
- (6) その他学生の健康管理及び学生生活を支援する上で必要となる事項

(組織)

第3条 学生健康相談室の構成員は、次のとおりとし、各室員が学生相談員となり学生の相談に応じることとする。

- (1) 事務局長
 - (2) 看護学部及び診療放射線学部学生部会長
 - (3) 看護学研究科及び診療放射線学研究科教務学生委員長
 - (4) 嘱託保健師
 - (5) 学校医
 - (6) 心理カウンセラー（臨床心理士等）
 - (7) その他必要により学長が認めた者
- 2 室長は、事務局長をもってあてる。
- 3 室員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(個人情報保護)

第4条 室員及び関係職員は、職務上知り得た個人の情報に関して守秘義務を負う。

- 2 室長は、前項の規定にかかわらず、学生が学外実習等を行う上で必要と認めた場合には、実習先等からの要請に基づき、学生の健康に関する情報を提供することができる。

(学生健康相談室運営会議)

第5条 学生健康相談室運営会議を定期的を開催し、学生健康相談室の運営に関し、必要な事項を協議する。

(事務)

第6条 学生健康相談室に関する事務は、学生図書係が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか学生健康相談室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。